令和3年 道央廃棄物処理組合議会

第1回定例会会議録

令和3年2月12日 開会

令和3年2月12日 閉会

令和3年 第1回定例会

目 次

1	第1回定例	列会付議事件及び結果表	•••••	2
2	第1回定例	列会議事日程及び会議に付した事件		3
3	第1回定例	列会に出席した議員		3
4	第1回定例	可会に欠席した議員		3
5	第1回定例	列会に説明のため出席した者		4
6	第1回定例	列会に職務のため出席した者		4
7	第1回定例	付会道央廃棄物処理組合議会会議録		5
第 1	日目(令和	口3年2月12日)		
◎開	会宣言		•••••	5
◎管	理者挨拶			5
○ 目	程第1	会議録署名議員の指名		6
◎∄	程第2	会期の決定について		6
○ 日	程第3	行政報告		6
○ 日	程第4			7
報	告第1号	例月現金出納検査の結果について	(令和2年9月分)	
報	告第2号	例月現金出納検査の結果について	(令和2年10月分)	
報	告第3号	例月現金出納検査の結果について	(令和2年11月分)	
報	告第4号	例月現金出納検査の結果について	(令和2年12月分)	
報	告第5号	定期監査の結果について		
○ 日	程第5			7
報	告第6号	専決処分の報告について (道央廃棄 等に関する条例の一部改正)	美物処理組合会計年度任用職員の給与	
○ 日	程第6			8
_	·般質問			
○ 目	程第7			13
議	案第1号	令和2年度一般会計補正予算につい	いて (第1回)	
○ 日	程第8		•••••	15
議	案第2号	令和3年度一般会計予算について		
○ 日	程第9		••••••	19
議	案第3号	公平委員会委員の選任につき同意を	を求めることについて	
◎閉	会宣言			20

1 第1回定例会付議事件及び結果表

 令和3年2月12日(金)開会
 会
 期
 1日間

 令和3年2月12日(金)閉会
 会議開催日数
 1日間

事件	件 名	提出者	議決年月日
番号	件 名		議決結果
報告	例月現金出納検査の結果について(令和2年9月分)	監査委員	R 3. 2.12
第1号	例 万		報告済
報告	例月現金出納検査の結果について(令和2年10月分)	監査委員	R 3. 2.12
第2号			報告済
報告	例月現金出納検査の結果について(令和2年11月分)	監査委員	R 3. 2.12
第3号	が元元三世間後重の相木(C)V・C (日相2中日 月月)		報告済
報告	例月現金出納検査の結果について(令和2年 12 月分)	監査委員	R 3. 2.12
第4号	例 万		報告済
報告	定期監査の結果について	監査委員	R 3. 2.12
第5号	た物品 重り加木に フバ・C		報告済
報告	専決処分の報告について(道央廃棄物処理組合会計年	管理者	R 3. 2.12
第6号	度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)		承認
議案	令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算につ	∕∕∴ τπ ±⁄.	R 3. 2.12
第1号	いて (第1回)	管理者	議決
議案		管理者 .	R 3. 2.12
第2号	令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について		議決
議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについ	管理者 .	R 3. 2.12
第3号	て		同意

2 第1回定例会議事日程及び会議に付した事件

月	目	議事	会議に付した事件(〇印)				
		日程		提案番号	件名		
2.	12	1	0		会議録署名議員の指名について		
		2	\circ		会期の決定について		
		3	\circ		行政報告		
		4	\circ		報告第1号から第5号まで		
		5	\circ		専決処分の報告について		
		6	\circ		一般質問		
		7	\circ	議案第1号	令和2年度一般会計補正予算について (第1回)		
		8	\circ	議案第2号	令和3年度一般会計予算について		
		9	\circ	議案第3号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることに		
					ついて		

3 第1回定例会に出席した議員

1 番	飯田	盛好	2 番	北山	敬太
3 番	宮 原	伸哉	4 番	木 村	真千子
5 番	野村	幸宏	6 番	大 迫	彰
8 番	熊木	惠 子	9 番	大 竹	登
10番	熊林	和男	11番	坂 下	一彦
12番	平井	儀 一	13番	千 葉	清 己
14番	鵜川	和彦	15番	佐々木	雅宏

4 第1回定例会に欠席した議員

7番側瀬敏彦

5 第1回定例会に説明のため出席した者

管 理 上 野 正 三 者 山 口 幸太郎 副管理者 貞 二 副 管 理 者 大 崎 副管 者 松村 理 諭 副 管 理 良彦 副管 者 佐々木 学 者 齋 藤 理 代表監查委員 髙 山 和 己 事 務 局 長 伊賀 宗徳 事務局次長 吉 浩 棚田 事務局施設課長 茂 事務局企画課長 津 坂 富士雄 波多野 佐藤 晃 乙 事務局施設課施設係長 事務局施設課主査 瀬田松 秀 一

6 第1回定例会に職務のため出席した者

議会書記長花田秀樹議会書記鈴木渉

令和3年 第1回定例会

道央廃棄物処理組合議会会議録

第1日目(令和3年2月12日)

(午後2時30分開会)

◎開会宣言

○佐々木議長 ただ今から、本日をもって招集されました、令和3年道央廃棄物処理組合議会第 1回定例会を開会いたします。

ただいまのところ、欠席の申し出は側瀬議員からあり、出席議員は14人であります。 出席議員が定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

◎管理者挨拶

- ○**佐々木議長** 開議に先立ち、管理者のご挨拶があります。
- 〇山口管理者 (挙手)
- ○佐々木議長 山口管理者。
- 〇山口管理者 令和3年道央廃棄物処理組合議会第1回定例会開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には、大変時節柄お忙しい中、御参集いただきまして誠にありがとうございます。

また、只今はコロナ禍により、多くの制約の中での開催であります。御支援と御協力をよろしくお願いいたします。

また、当組合の運営に関しまして、日頃から御支援をいただいておりますことに心から感謝申 し上げたいところでございます。本年1年もどうぞ皆様方の御支援、御協力をいただいて、円滑 な運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の定例会は、報告6件、議案3件であります。

よろしくご審議いただきますことをお願い申し上げます。ありがとうございました。

○佐々木議長 ただ今から、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○佐々木議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

この定例会の会議録署名議員は、会議規則第70条の規定に基づき、3番、宮原伸哉議員、14番、 鵜川和彦議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○佐々木議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。 この定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 行政報告

- ○佐々木議長 日程第3、行政報告を行います。
- 〇山口管理者 (挙手)
- 〇佐々木議長 山口管理者。
- 〇山口管理者 令和3年第1回定例会の開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

はじめに、焼却施設建設工事の進捗状況についてでありますが、施工業者である日立造船・五 洋建設・丹波組特定共同企業体は、昨年7月から開始した建設工事に先立つ、軟弱地盤対策を順 調に進めております。

12月には、施工業者の決定に伴い、生活環境影響調査の見直しを実施し、本年度2回目の焼却施設周辺住民を対象とした工事説明会を開催するとともに、構成市町及び当組合において生活環境影響調査変更報告書の縦覧を行ったところであります。

また、工事着手に必要な建築確認申請書を本年1月に提出し、4月上旬に建築工事に着手する 予定としており、引き続き令和6年4月の焼却施設稼働に向け、着実に事業を進めてまいります。

次に、焼却施設以外の施設の検討についてでありますが、本組合の連絡調整会議内に構成団体の廃棄物担当者をメンバーとする専門検討部会を設置し、現在、最終処分場整備の課題の整理等について検討を行っているところであり、今年度内には広域処理の在り方について、方向性を出すこととしております。

次に、本組合事務所の移転に伴う規約の一部改正についてでありますが、構成団体である2市

4町の9月定例会におきまして、改正の議決をいただきましたことから、11月9日に北海道知事へ届出を行い、規約を改正するとともに、同日付で、事務所を千歳市東雲町2丁目34番地6、千歳市役所西庁舎に移転したところであります。

以上申し上げまして、行政報告といたします。

- ○**佐々木議長** これで行政報告を終わります。
- ◎日程第4 報告第1号から報告第5号
- ○佐々木議長 日程第4、報告第1号から第4号までを議題といたします。

この件は、監査委員の報告であります。

ただいまから、直ちに質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木議長 別にご発言がなければ、これで質疑を終わります。 この件は、これで報告済みといたします。

- ◎日程第5 報告第6号 専決処分の報告について(道央廃棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)
- ○佐々木議長 日程第5、報告第6号、専決処分の報告についてを議題といたします。 提出者の説明を求めます。
- ○伊賀事務局長 (挙手)
- **○佐々木議長** 伊賀事務局長。
- ○伊賀事務局長 報告第6号についてご説明申し上げます。

報告第6号は、専決処分の報告でございます。

地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

内容につきましては、お手元の議案書12、13ページによりご説明申し上げます。

報告第6号につきましては、国の人事院勧告により、国家公務員の給与改定に準じ、一部改正 されました千歳市職員の給与に関する条例に伴いまして、同条例を一部準用しております道央廃 棄物処理組合会計年度任用職員の給与等に関する条例の期末手当に係る所要の改正を行うため、 一部改正をしたものであります。

なお、今回の改正につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕が無い ことが明らかであると認められることから、専決処分第4号として、令和2年11月30日に行 ったものであります。

以上、報告第6号についてご説明申し上げましたが、よろしくご承認いただきますようお願い 申し上げます。

○**佐々木議長** ただ今から質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木議長 別にご発言がなければ、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木議長 討論なしと認めます。お諮りいたします。 報告第6号については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、報告第6号については承認することに決定いたしました。

- ◎日程第6 一般質問
- ○佐々木議長 日程第6、一般質問を行います。通告により、発言を許可いたします。
- ○宮原伸哉議員 (挙手)
- ○佐々木議長 宮原議員。

○宮原伸哉議員 千歳市議会の宮原です。

一般質問の機会を頂きましたので、通告に従いまして順次伺って参ります。

はじめに、廃棄物処理施設の効率的な運営と施設建設費の経済的側面から、環境負荷の低減を 図るとともに、処理コストや施設整備におけるスケールメリットを生かすために、平成26年4 月に道央廃棄物処理組合が設立されて以来、いよいよ焼却施設の建設工事が始まろうとしており ます。

今後、令和6年4月の施設稼働を目指し、順調に工事が進められることを願っているところでありますが、ここで今後の組合事業についてお伺いを致します。

それでは、まずはじめに、大項目の1、焼却処理施設完成後の運営・管理について。

中項目1、焼却処理施設の管理運営費の縮減についての質問となります。

現在、建設中の焼却処理施設の管理運営費は、関係自治体の負担に関わる重要な観点であります。そこで縮減に向けた考え方をお伺い致します。

続きまして、中項目の2、管理運営主体のスケジュールについて。

現在、建設中の焼却処理施設の稼働は、令和6年4月1日でありますので、今後の運営主体の 決定までのスケジュールはどのようになっているのかをお伺い致します。

続いて、中項目の3つ目、外部委託の発注方式について。

外部委託の具体的な発注方式を今後、どのように考えているのかをお伺いを致します。

以上、大項目1では、焼却処理施設の完成後の管理運営費について、各自治体の一般財源の支 出を極力抑える必要があると考えた上での質問と致しましたが、管理運営費の低減に必要な方策 を適切に取っていかれることを提言致しまして、次の項目に移りたいと思います。

次に、大項目2、焼却処理施設以外の施設についてお伺いを致します。

本議会の管理者の行政報告の中で、「焼却施設以外の施設について年度内に広域処理の在り方について方向を出す」としておりますが、そのことに関連してお伺いを致します。

中項目1、現在の協議状況と課題についてです。

現在のところ、建設中の焼却処理施設から排出される焼却残さについては、各自治体の現行体制を継続することを基本としていると認識しておりますが、2市4町の現最終処分場の対応可能量については、将来においては余力が無ない状況であると考えるところであります。

このことから、現在、専門検討部会での焼却施設以外の施設としての最終処分場について、その協議状況及び課題についてお伺いを致します。

次に、中項目の2、最終処分場建設の今後の進め方についてです。

私は、組合事業として、早期に最終処分場の建設を進めるべきであると考えるところであります。

現在、建設中の焼却処理施設は、計画から完成まで約9年かかる現状の中で、2市4町のごみ

処理のスケールメリットをより生かすためにも、組合事業として早期に最終処分場の建設について取り組む必要があると考えますが、管理者のご所見をお伺い致します。

次に、大項目の3、発電設備の設置についての質問です。

現在、建設中の焼却処理施設につきましては、建築部分の実施設計が終わり、建築確認申請が順調に許可されれば、4月から本格的に建設工事に着手すると伺っております。その中で、施設内で焼却処理により発生する熱を有効利用するため、当初計画から発電設備を設置する計画となっていると認識をしておりますが、そのことに関しての質問となります。

はじめに、中項目の1、発電設備の設置理由についてです。

ごみ焼却によって発生する熱を有効的に利用することは、環境負荷の軽減に大いに意義がある と思いますが、この発電設備の設置に伴い、今後、売電に必要な北海道電力が行う設備工事費の 一部を、原因者である組合が負担することになると認識をしております。

北電に多額な工事費の一部を負担してまで、発電設備を設置する理由を再度確認致します。 次に、中項目の2、売電の収入額と使途についてです。

今後、北海道電力に対し、1年間に売電して得られる収入額を現段階でどの位になると見積もっているのかをお伺い致します。

また、今後得られる売電収入の使途についてもお伺いを致します。

最後に、中項目の3つ目、北電の見積額についてです。

事務局からの説明では、施工業者が入札時に示した北電への負担金工事の見積額と、北海道電力が今回示してきた見積額との間で、金額の差が大きい状態であると伺っておりますが、このことについて、どのような認識をお持ちなのかをお伺い致します。

新しい焼却処理施設は、本組合を構成する2市4町のごみ処理行政の柱であり、市民の貴重な 財産となりますので、今後、令和6年4月の計画どおりの稼働に向けて、最小の経費で最大の成 果が発揮されますようお願い致しまして、檀上からの質問を終わります。

〇山口管理者 (挙手)

○佐々木議長 山口管理者。

○山口管理者 千歳市議会、宮原議員の一般質問にお答え致します。

まず、焼却処理施設完成後の運営・管理について、焼却処理施設完成後の管理運営費の縮減についてお尋ねがありましたので、お答え致します。

本組合と致しましては、平成29年度に作成した新焼却施設建設工事の基本設計において、施 設の運転と維持管理については、20年間の長期包括的委託方式による運営とすることを基本方 針としております。

この長期包括的委託方式とは、廃棄物処理施設の運転管理に関する専門技術を有する民間事業者へ複数年にわたって、人材の確保、運転管理及び維持管理を一括して委託するものであり、更に、施設の運転管理に必要な消耗品等の調達、施設の小破修繕などを一括契約することなどにより、単年度ごとに運転委託する場合と比較をして、民間事業者の技術力と創意工夫の余地が大幅に増加することにより、複合的に業務の効率化が図られる方式であります。

次に、管理運営主体の決定までのスケジュールについてでありますが、令和3年度に管理運営 方法の調査検討業務を行うこととしており、このなかで、長期包括的委託方式とした場合の経済 性の検討や、民間事業者への意向調査などを通して、構成市町と実施方法について協議して参り ます。

本組合と致しましては、令和5年秋に予定している、焼却施設の試運転に必要な人材の確保を 含めた中での発注を目指しており、令和5年の早い時期に受託者を決定し、専門的な人材の確保 等に余裕を持たせ、試運転から本稼働に向けて必要な運転技術の確保に努めて参ります。

次に、外部委託の発注方式についてでありますが、長期包括的委託方式とする場合の発注方式につきましては、施設の安全性や安定性が確保されることを前提に、一般的にプラントメーカーへの随意契約、総合評価による一般競争入札、一般競争入札などが考えられますが、本組合といたしましても、管理運営費の低減は最も重要な観点と捉えておりますことから、競争性が発揮される方式での実施に向けて、今後、構成市町と協議し決定して参ります。

次に、焼却施設以外の施設について、現在の協議状況と課題についてお答え致します。

昨年の3月に組合を構成する2市4町1組合の廃棄物担当者で作る調査研究会から、様々な課題はあるが、広域による最終処分場の整備に関する方針について、令和2年度中に連絡調整会議で具体的な協議を進めるべきとの要請を受けたことから、本組合の連絡調整会議の中に、今年度、広域による最終処分場整備に係る専門検討部会を設置し、これまで3回の部会を開催し、協議を行ってきたところであります。

現段階の最終処分場の整備に関する課題といたしましては、場所の選定、規模・容量・形式、 事業費などがありますが、このうち、場所の選定につきましては、令和元年に国から新たな浸水 想定区域が示され、浸水高さ及び範囲の見直しにより、選定場所によっては建設費が大幅に変わ ることが想定されること、また、容量につきましては、組合を構成する2市4町における最終処 分場の残容量に差があり、逼迫度合いが異なることから、今後、組合として取り組む場合には、 詳細な検討が必要であること、更に、建設に必要な財源につきましても、補助金の確保など、事 業化に向けて整理すべき課題は多くあるものと考えております。

次に、今後の進め方でありますが、本組合といたしましては、調査研究会からの最終処分場検 討要請について、重く受けとめており、様々な課題はありますが、早期に建設に着手する必要が ある自治体もありますことから、今年度内に最終処分場の在り方の方向性を出し、令和3年度内には、本組合の規約に最終処分場を加える所要の改正手続きが進められるよう、具体的な検討に着手してまいります。

次に、発電設備の設置について、発電設備の設置理由でありますが、平成12年に制定された 国の循環型社会形成推進基本法の中で、循環資源のうち、熱回収をすることが出来るものについ ては、熱回収がされなければならないとしておりますことから、これまで全国における新規の大 規模な焼却施設においては、熱回収発電設備が設置されているところであります。

これらのことから、本施設におきましても、ごみを焼却した熱エネルギーを回収し、発電する 設備を設置することとしたところであります。

次に、売電の収入額と使途についてでありますが、北電への売電の収入額につきましては、現 段階におけるプラントメーカーによる試算では、年間約6千万円の収入があると見込んでおりま す。

また、売電収入の使途につきましては、施設稼働後の管理運営費に充当することとしております。

次に、北電の見積額についてであります。はじめに、北電への工事負担金につきましては、本施設における余剰電力を売電するために必要な高圧線の引き込み工事に要する費用であり、変電所などの電力施設を所有する北電において額を算出するものであります。

また、申し込みにつきましては、北電から焼却施設の発電容量や発電設備の諸元が決まらなければ、工事負担金を算出することが出来ないこと、及び有料による概算見積額をもって協議するとしておりましたことから、組合といたしましては、本工事の発注に際し、当初より北電からの見積額に基づき、設計変更することを想定していたところであります。

このようなことから、本施設の施工業者の入札時の見積につきましては、建設地の近隣の高圧線から、単純に接続することを想定し、過去の経験値を基に入札金額を算出したものでありますが、その後、施工業者による各種の実施設計の進捗により、発電容量などの発電設備の諸元が決定したことから、北電と事前協議を行い、今般、概算額として約1億2千万円の見積額が北電から提示されたところであります。

組合といたしましては、本負担金工事につきましては、売電に必要な工事と認識しております ことから、令和3年度に施設管理者であります北電に負担金工事を依頼するため、必要な予算を 計上したところであります。

今後も、令和6年4月の焼却施設の稼働に向け、着実に事業を進めて参ります。 答弁は以上であります。

○佐々木議長 これで、宮原伸哉議員の一般質問を終わります。

◆ 日程第7 議案第1号 令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算について ○佐々木議長

日程第7、議案第2号、令和元年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算についてを議題といたします。説明を求めます。

○伊賀事務局長 (挙手)

○佐々木議長 伊賀事務局長。

○伊賀事務局長 議案第1号、令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

別冊1、令和2年度一般会計補正予算書の1ページをご覧ください。

今回、提案いたします補正予算につきましては、第1条のとおり、歳入・歳出の総額をそれぞれ、744万3千円を減額し、4億6,097万6千円とするものであります。

補正予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入・歳出予算の金額は、次の2ページの第1表、歳入歳出予算補正の記載のとおりでございます。

補正予算の内容につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明 いたします。

はじめに、歳入、歳出それぞれの補正内容からご説明いたします。

5、6ページの歳入をご覧下さい。

はじめに、1款、1項、1目、市町負担金につきましては、のちにご説明いたします、歳入の繰越金の増額及び、歳出の減額により、市町負担金の必要額が減少するため、1, 145万2千円を減額し、1億2, 086万6千円とするものであります。

なお、組合を構成する2市4町の負担金につきましては、規約により定められた負担割合により算出しておりますが、各自治体の補正額の内容につきましては、説明欄に記載のとおりであります。

次に、3款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度、令和元年度の決算の確定により、繰越額が450万9千139円でありましたことから、既定予算50万円からの超過分にあたる 400万9千円を増額補正するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。7、8ページをご覧ください。

はじめに、2款、1項、1目、一般管理費につきましては、事務局運営経費の減額であります。 内容につきましては、説明欄に記載のとおりでありますが、今年度におきましては、新型コロナウィルス感染症の関係から管理者及び副管理者による防衛省現地での事業要望の中止により、 特別旅費71万5千円、次に、事務所移転に係る経費の確定により41万5千円、次に、地方自治法派遣職員の派遣元であります千歳市及び北広島市より、令和2年度における給与等負担金の予定額が示されましたことから610万円、最後に、事務所移転時期の変更により、事務所維持管理負担金20万をあわせた総額743万円を減額し、2,521万円とするものであります。

次に、4款、1項、1目、公債費につきましては、令和元年度に借入した組合債の償還金利子の利率確定により、1万3千円を減額し、8千円とするものであります。

歳入、歳出の補正予算の内容につきましては以上であります。

最後に、4ページにお戻りいただきまして、今回の補正予算に係る歳入・歳出の総括について ご説明申し上げます。

はじめに歳入につきましては、1款、分担金及び負担金が1,145万2千円の減額。3款、 繰越金が400万9千円の増額。

合計で744万3千円を減額し、補正後の予算を4億6,097万6千円とするものであります。

次に歳出につきましては、2款、総務費が743万円の減額。4款、公債費が1万3千円の減額。

合計で744万3千円を減額し、補正後の予算を4億6,097万6千円とするものであります。

以上、議案第1号、令和2年度一般会計補正予算についてご説明を申し上げましたが、よろし くご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○**佐々木議長** ただ今から、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり)]

○佐々木議長 別にご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木議長 討論なしと認めます。ただ今から採決を行います。お諮りいたします。

議案第1号、令和2年度道央廃棄物処理組合一般会計補正予算については、原案のとおり可決 することにご異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり。]

○佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

◆ 日程第8 議案第2号、令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について

○佐々木議長 日程第8、議案第2号、令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計予算についてを 議題といたします。提出者の説明を求めます。

○伊賀事務局長 (挙手)

○佐々木議長 伊賀事務局長。

○伊賀事務局長 議案第2号、令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計予算について、ご説明申 し上げます。

別冊2、令和3年度一般会計予算書及び予算説明書の1ページをご覧ください。

令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計予算につきましては、第1条のとおり、歳入・歳出の 総額をそれぞれ20億1,636万円と定めるものであります。

第2項、歳入・歳出予算の款、項の区分及び金額は、次の2ページの第1表、歳入・歳出予算の とおりであります。

次に、3ページをご覧ください。

第2表の債務負担行為の設定につきましては、既に焼却施設の建設工事を令和元年度から着工 しているところでありますが、焼却施設の余剰電力を売電するために必要である北海道電力から の高圧電力の供給に伴いまして、令和3年度中に高圧電力の引込工事に係る負担金の契約を北海 道電力と締結することにしております。

期間につきましては、令和3年度から令和6年度までの4か年とし、限度額につきましては、 北海道電力からの概算工事負担金を参考として、1億2,000万円として設定するものであり、 本件にかかる補助金額の増額につきましては、北海道防衛局の了解を得ているところであります。

なお、北電への工事負担金につきましては、受注者であります日立造船・五洋建設・丹波組特 定共同企業体から支払うことになりますが、北電の規定による見積額により契約する必要があり ますことから、令和3年度中に本工事の契約を変更して事業を進めることにしております。

次に、第3表、地方債につきましては、令和3年度の焼却施設建設事業に伴い、本組合が借入

する予定額8億3,520万円を限度額として設定するものであり、起債の方法及び利率、償還の方法につきましては、記載のとおりであります。

なお、予算の内容につきましては、次ページ以降の歳入・歳出予算事項別明細書によりご説明 いたします。

はじめに、歳入・歳出の予算内容からご説明いたします。8、9ページの歳入をご覧下さい。 はじめに、1款、1項、1目、市町負担金につきましては、後に説明いたします、歳出の総額から、市町負担金以外の歳入額を差引いた分が必要額となり、5億1,633万2千円を計上しております。

なお、組合を構成する2市4町のそれぞれの負担金につきましては、規約により定められた負担割合に基づき算出しており、9ページの説明欄の記載のとおりであります。

次に、2款、1項、1目、衛生費補助金につきましては、焼却施設建設事業費に係る防衛施設 周辺民生安定施設整備事業補助金として、6億6,432万2千円を計上しております。

次に、3款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度と同額の50万円を計上しております。

次に、4款、1項、1目、預金利子につきましては、1千円を計上しております。

同じく、4款、2項、1目、雑入につきましては、会計年度任用職員が加入する雇用保険の被保険者本人の負担分であります5千円を計上しております。

次に、5款、1項、1目、衛生債につきましては、焼却施設建設に伴い、国の定める地方債事業 区分である一般廃棄物処理事業債の借り入れ発行予定額の8億3,520万円を計上しておりま す。

以上、歳入の合計額を20億1,636万円としております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。12、13ページをご覧ください。

1款、1項、1目、議会費につきましては、議会運営経費として、議員15名の報酬、共済費及び旅費として、54万8千円を計上しております。

なお、令和3年度の議会の開催につきましては、定例会2回、臨時会1回の開催を予定しております。

次に、2款、1項、1目、一般管理費につきましては、職員雇用経費、事務局運営経費及び広報 作成配布経費として、3,005万4千円を計上しております。

内訳につきましては、13ページの説明欄にてご説明いたします。

はじめに、職員雇用経費につきましては、会計年度任用職員1名に係る報酬、職員手当、共済費のほか、費用弁償及び健康診断に係る経費として204万円。次に、事務局運営経費として、職員旅費、管理者交際費、事務用の消耗品費、車両に係る燃料費、コピー料、食糧費、郵便や電話等の通信運搬費等、ホームページデータ移行経費、自動車保険料、地方公会計財務書類作成委託

料、事務用機器・車両のリース料、視察研修バスの借上料等、会議研修等の負担金、地方自治法 による派遣職員2名分の給与等負担金及び事務所の光熱水費等の維持管理に係る負担金として 2,697万9千円を計上しております。

次に、広報作成配布経費につきましては、必要に応じて組合事業の進捗状況等を広報するため、 組合広報の発行経費として、印刷用紙等の購入のための消耗品費及び関係自治体の広報等への折 り込み並びに世帯への配布手数料として103万5千円を計上しております。

次に14、15ページをご覧ください。2款、1項、2目、公平委員会費につきましては、公平 委員会運営経費として、公平委員会委員3名の報酬、共済費及び旅費として5万円を。

次に、2款、2項、1目、監査委員費につきましては、監査事務経費として、監査委員2名の報酬、共済費、旅費及び会議等負担金として28万1千円を。

次に、3款、1項、1目、廃棄物焼却処理経費につきましては、廃棄物焼却処理業務経費として、平成28年3月に策定したごみ処理広域化基本計画の改訂に係る委託料539万円、焼却施設の建設に伴う職員旅費、消耗品費、施工監理委託料、電気主任技術者委託料のほか、施設管理運営方法に係る調査検討委託料、高速道路使用料及び令和3年度分の工事請負費として19億7,934万4千円を。

次に、4款、1項、1目、公債費につきましては、令和元年度及び令和2年度の組合債借入の 償還金利子に係る経費としまして、19万3千円を計上しております。

5款、1項、1目、予備費につきましては、前年度と同額の50万円を計上しております。 以上、歳出合計を20億1,636万円としております。

6ページにお戻りいただきまして、歳入・歳出予算の総括についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、1款、分担金及び負担金が前年度と比較して3億8,401万4千円増額の5億1,633万2千円。

- 2款、国庫支出金が前年度から5億2,902万6千円増額の6億6,432万2千円。
- 3款、繰越金が前年度と同額の50万円。
- 4款、諸収入が前年度から1千円増額の6千円。
- 5款、組合債が前年度から6億3,490万円増額の8億3,520万円としており、歳入合計は、前年度から15億4,794万1千円増額の20億1,636万円であります。

次に、歳出、につきましては、1款、議会費が前年度から5千円増額の54万8千円。

- 2款、総務費が前年度から258万6千円減額の3,038万5千円。
- 3款、衛生費が前年度から15億5,035万円増額の19億8,473万4千円。
- 4款、公債費が前年度から17万2千円増額の19万3千円。
- 5款、予備費が前年度と同額の50万円としており、歳出合計は、前年度から15億4,79 4万1千円増額の20億1,636万円であります。

なお、財源の内訳につきましては、衛生費補助金の6億6,432万2千円と、衛生債の8億3,520万円を衛生費の特定財源に、また、諸収入の6千円を総務費の特定財源にしているほかは一般財源であります。

次に、16、17ページをご覧ください。

給与費明細書でありますが、1、特別職につきましては、議員15名、その他の特別職として、 監査委員2名、公平委員会委員3名の計5名についての令和3年度報酬額等であります。

内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、2、一般職につきましては、会計年度任用職員1名の令和3年度給与等を記載しております。

次に18、19ページをご覧ください。

記載内容につきましては、先程申し上げました一般職の内訳になりますが、ア、会計年度任用 職員以外の職員につきましては、該当者がおりませんので、記載はございません。

イ、会計年度任用職員につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていた だきます。

次に、20ページをご覧ください。

- (2) 給料、報酬及び職員手当の増減額の明細につきましては、会計年度任用職員の報酬等に係る内容を記載しております。
- (3) 給料及び職員手当の状況につきましては、会計年度任用職員以外の職員について、該当者が おりませんので 記載はございません。

最後になりますが、22ページをご覧ください。

上段の表につきましては、令和元年度に設定した債務負担行為に関する調書。また、下段の表につきましては、令和元年度から借入をしております地方債に関する調書であります。

内容につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第2号、令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計予算についてご説明を申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐々木議長 ただ今から、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 別に、ご発言がなければ、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木議長 討論なしと認めます。ただ今から採決を行います。お諮りいたします。

議案第2号、令和3年度道央廃棄物処理組合一般会計予算については、原案のとおり可決する ことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり。]

○佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

◆ 日程第9 議案第3号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○佐々木議長 日程第9、議案第3号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて を議題といたします。説明を求めます。

〇山口管理者 (举手)

○佐々木議長 山口管理者。

〇山口管理者 議案第3号は、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。

公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

住所、北広島市松葉町6丁目2番地K棟902号、氏名、橘功記(たちばなあつのり)さん、生年月日、昭和38年7月3日であります。

提案の理由でありますが、橘功記公平委員会委員の任期が令和3年4月10日をもって満了となりますことから、後任委員を選任するため本案を提出するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。【任期満了日を訂正後で修正】

○**佐々木議長** ただ今から、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○佐々木議長 別に、ご発言がなければ、これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木議長 討論なしと認めます。ただ今から、採決を行います。お諮りいたします。 議案第3号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり。]

○佐々木議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

◎閉会宣言

○佐々木議長 以上でこの定例会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。 これをもちまして、令和3年道央廃棄物処理組合議会第1回定例会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

(午後3時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐々木 雅 宏

署名議員(3番) 宮原伸哉

署名議員(14番) 鵜川和彦